

1. 金額・条件等

(1) 根拠

三井住友フィナンシャルグループの「経営の健全化のための計画」(15年9月公表)について策定から2年を経過したことから、「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」(金融再生委員会、11年9月30日付)及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令」第1条の2に基づき、三井住友フィナンシャルグループの「経営の健全化のための計画」を本計画に変更いたします。

なお、三井住友フィナンシャルグループは、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第5条第4項の規定に従い、金融庁に対して、本計画の履行状況を報告してまいります。